

は遂に奏覽の運に至らなかつた。それは蓋し翌々應仁元年に起つた大亂の爲めであつて、此の一亂の後には、永く京中に寧日無く、世態も漸く一變せんとして、等持寺殿以來代々の御佳例も愈々實際に終末を告げたのであつて、吾々は遂に第二十二代集を見る事が出来ない事となつた。

義尙の和歌に對する執心は更に一層深いものがあつたけれども、彼は再び曩祖以來の前例に

漢人の蒙地開墾に就いて (上)

文學博士 矢野仁 一

元史耶律楚材佛に、別迭と云ふ元の太宗の近臣が、漢人無補於國、可悉空其人以爲牧地と言つた時に、楚材は地稅商稅鹽酒山澤の利を以て得れば、優に軍需に資するを得べく補無しと謂ふべからず

従はうとせせず、朝廷を離れ、自身一分で打聞を編纂しようとした。彼に於いては撰集は最早決して一の政務ではなく、眞に文學的の事業であつた此の打聞は殆ど完成に近づき、名も選藻抄と命ぜられたが、其の天折の爲めに不幸にも一篋の功を虧いたのは、誠に彼の爲めに悲むべき事であり、又當代の文學の爲めにも甚だ惜むべき事である。

と言つて、太宗を諫めて思ひ止まらしめた話が見えて居る。七百年前蒙古人に國に補無しと言はれた漢人は、反對に蒙古の牧地を占耕して今や蒙古を舉げて農地と爲さずむば已まざる慨を示して居る。

驚くべき變化と謂はなければならぬ。清朝は漢人の蒙地占耕を禁じ、蒙古の牧地を保護する方針を執つたが、此の大勢を如何ともすることが出来なかつた。清末になり露西亞南下の勢力の壓迫を感じ、此の方針を一變して殖民實邊の政略を執り、漢人の蒙地占耕を獎勵するに至り、露西亞は蒙古保護の政策を以て之に對抗したのであるが、此の運動は何の變化も受けず徐々に而かも確乎たる歩調を以て進むで已まないものである。今後露支の關係は如何なる變化を見るに至るも、恐らく此の大勢を動かすことは出来ないであらう。

二

ウッドヘッド氏の中華年書 (Woodhead, The China Year Book 1921—22) に、蒙古の牧地中最初に支那移住民の爲めに侵食されしは、喀喇沁及び土默特の諸旗である、恐らく此の運動は清朝初

代の皇帝が熱河を離宮の一として選定するに至りし結果起りしもので、皇帝毎年の熱河巡幸に扈從した奴僕等の土産話で、口外(蒙古)地方の案外肥沃なるを聞知せる數千の文那内地人民は、既に十八世紀中に續々として、古北口或は喜峰口より口外地方に移出して、肥沃にして而かも未だ開墾せられざる處女地に最初の鋤犁を加へむとするに至つたものであらうと云ふ推測を試みて居る。

ウッドヘッド氏の推測は面白い推測ではあるが康熙帝が熱河に避暑山莊を設けて、所謂時巡展觀臨朝聽政の處となせるは康熙四十二年西曆一七〇三年とであるから、其の結果として漢人の蒙古移住が起つたものでないことは言ふまでもなく、康熙帝が毎年塞外に巡幸せらるゝことも康熙二十二年西曆一六八三年頃から起つた習慣で、現に此の康熙二十二年には、蒙古地方に流出して貿易耕種する漢人の蒙古婦女を娶り妻と爲すことを禁じた條例が發せ

られて居ることから考へても、康熙帝の毎年の熱河巡幸の結果として、漢人の蒙古移動、蒙地占耕と云ふ現象が起つたものとは考へられない光緒大清會典事例卷九百七十八、理藩院戶丁、

漢人の蒙地占耕と云ふことは何時頃から始まつたか。之を決することは甚だ容易でない。遼史地理志卷三十七、西曆九燕薊の地を征し、漢人を虜となし、之を潢水西遼河即ちシラムレン河

の北、遼の上京臨潢府に屬する臨潢、長泰、定霸、

遼等の諸縣に散居せしめ、渤海人と雜處して耕牧に從事せしめしこと、遼の聖宗が統和二十五年西曆一〇〇七年に中京大定府略喇沁右翼旗界内、老哈河に臨大名城址に蓋し其の遺蹟を築き、漢人を之に移住せしめしことが見えて居る。

契丹國志宋の王曾の上契丹事王沂公行程錄、遼に自史地理志にも引用に

過古北口即蕃境、居人草庵板屋、亦務耕種、但無桑柘、所種皆從隴上、盖虞吹沙所壅、山中長松鬱然、深谷中多燒炭爲業、時見畜牧牛馬、蒙駝尤多、

青羊黃豕亦有、挾車張逐水草射獵、食止糜粥沙糲と云ふ文を收録して居る。遼の太宗が富民強兵の目的を以て俘虜の漢人を利用して、西遼河や老哈河の流域を墾耕せしめしことは、北狹塞外の農業生活に如何程の影響を及ぼせるかは單に推測の外はない。王曾の記事の中、古北口外の蕃境に於て艸庵板屋を結びて耕種を務めし居人は漢人ではあるまいか。糜粥沙糲を食して、車帳を挾へ水草を逐うて射獵する蒙古人と同一の人民であるとは思はれない。

遼代に漢人が古北口外の蒙地を墾耕するに至つたとしても、それが元代まで繼續した様には思はれない。蒙古人は農耕を以て牧畜に害ありとして之を好まなかつたのである。尤も蒙古人と雖も全く農耕をこととしなかつた譯ではない。耶律楚材が太宗に條陳せる便宜一十八事の中には、蒙古、回鶻、河西諸人種地、不納稅者死の一事が列ねら

れてあるも。清の方觀承の徒軍襟事詩注蒙古游牧記
土謝圖汗部

に綠旗兵屯種於吉爾馬泰、傍近鄂爾昆河、元太祖

會墾種於此の文がある。雍正二年西曆一七二〇年清の振武

將軍穆克登の上奏に、鄂爾坤一帶、尙有昔人耕種

處、及故渠灌田蹤跡、圖校等處現有大麥小麥、非

不可墾之地の文あることは蒙古游牧記卷七土謝圖汗部に見

えて居る。元の太祖の時の耕種の蹤跡かも知れぬ。

然しそれとしても、屯田に依つて軍食を裕にする

爲めの一時の耕種に過ぎなかつたことは明かで、

元代に於ける漢人の蒙地占耕を證明するものとは

思はれない。

今の内蒙古喀喇沁、土默特等の地方は明の初凡

そ百年前後も所謂大寧衛の地で、殆んど明の内地

も同様であつたことは、欽定熱河志の考證に依つ

て明かである。當時此の地方に漢人の移住者多か

りしは想像されるが、其の間に此の地方の墾耕は

如何程の進歩を見るに至つたか、遺憾ながら證據

の徴すべきものはない。それは單に漢人の事業に

止まり、明の中業以後大寧衛の地は、所謂兀良哈

三衛に併せられ、漢人が長城以内に退去するに至

つて、全く消滅して何等の痕跡影響を蒙古人蒙古

の地方に残するに至らざりしか、漢人自身の經濟

的發展は、少くも一の原因を爲して居る近代の漢

人の蒙地占耕と何等の證明さるべき聯絡を尋釋す

ることが出來ぬものであらうか、興味ある今後の

研究問題である。

三

大清會典事例に、蒙古地方に流出して貿易耕種

する漢人の蒙古婦女を娶り妻となすことを禁せる

康熙二十二年の條例が載録せられて居ることは前

述せる如くである。當時既に蒙古地方に移出せる

漢人の耕種者中に蒙古婦人と結婚するものありて

其の弊害が感ぜらるゝに至りしことを考へると、

漢人の蒙地占耕は康熙帝の毎年の塞外巡幸の結果として起つたものと考ふることの出来ないこと云ふことも亦前述せる如くである。一六八八年^{康熙二十七年}セレンギンスクに於て露西亞と和を議する爲め、索額圖、佟國綱に隨つて蒙古を旅行した耶蘇會の佛蘭西宣教師ゲルビリヨンは張家口から歸化城までの途中、六月五日、八日、十三日に蒙古人の天幕の間に於て、諸處に支那人が土や石の小屋を造りて耕地を開き穀物を種植して居る状態を目撃して居る、殊に歸化城近傍に於ては數多の耕地が開かれて居り、滿洲人の僕役として地方を填實する爲め發遣せられし支那人が土屋に居住して耕作に従事して居た。ゲルビリヨンは此の地方の丘陵でも原野でも、之を耕作せむと欲すれば容易にそれが出来ることは明かで、人は此の地方の寒は穀物を枯滅せしむべしと言ふも、支那人の經驗は其の然らざることを立證すると云ふ様なことをも書いて

居る。(Du Haldi, Description de l' Chine, Tom. IV, p. 96, 97, 99, 101) 錢良擇の出塞紀略は矢張り此の時の紀行で、ゲルビリヨンの紀行と相發明することも少くないのであるが、康熙二十七年五月初七日^{西曆一六八八年六月四日}張家口を過ぎて蒙古境に入り初八月既に人民の居舎を見たる事が記され、十一日^{西曆六月八日}の條に、石槽石碾遺諸草間、意舊有居民、午餘暑甚、行百餘里、屯台哈窩兒、譯言莊地也、平衍如掌、四山環之、山下有泉、泉旁弗舍分列、地皆耕種、云是內大臣所置莊也と見え、十六日^{西曆六月十三日}の條に、自城^{土城基址僅存}以北地多墾闢、頗饒耕具と見えて居る。

此の時の議和大臣の隨行員であつた兵部督捕理事官張鵬翻の奉使俄羅斯日記に、歸化一帶、土廣人稀、將死罪中有可矜疑免死之人、發往開墾、填實地方の記事がある。張鵬翻の記事は頗る曖昧であるが、ゲルビリヨンの記事と参照して考へると、

歸化城一帯には既に漢人の移住占耕して居るものもあるが、まだまだ土廣人稀の地方であるから、罪人などを發遣して開墾せしむる餘裕があり、地方填實の上にはそれが善策であるとの意味の様である。兎も角歸化城一帯に於ける漢人の移住占耕は、屯墾などの爲めに發往されたことから起り、當時既に餘程進歩して居り、又暇々として進歩して已まざる景象を呈して居た様に思はれる。

然るに不思議なことは、ゲルビリヨンが一六九八年^{康熙三十七年}喀爾喀蒙古の事宜措置の爲め欽派された三人の欽差大臣に隨つて、喜峰口を出で、喀喇沁、翁牛特、巴林、烏珠穆沁を経て、喀爾喀の車臣汗部まで旅行した時に、喀喇沁には土屋があり、又耕作された土地もあつたが、それは蒙古人の土屋、蒙古人の耕地であつて、漢人の土屋、漢人の耕地でなく、喀喇沁の住民は殆んど全部蒙古人でケースー・ハタ (Queissou Hata) と云ふ險阻な巖山

の近傍にある漢人の五十家と稱する遼河邊の地には、喀喇沁蒙古の數多き天幕の間に、若干の小さな草屋が交はり、漢人の造つたもの、様であるが、それは此の地方に往來販賣する商人の宿舍であつて、農耕に従事せる漢人の居屋であると思はれないことである。ゲルビリヨンはまた翁牛特に於ても土地は豊饒であるが耕地は少なく、それも蒙古人の耕作せるものに過ぎないと云ふ様なことを書いて居る。(Du Halde, Tom IV, pp. 388, 389, 390)

これは實に不思議なことで、從來漢人の蒙地占耕は直隸邊外の喀喇沁などから始まつた様に考へられて居るのであるが、事實は然らずして、先づ山西邊外の歸化城一帯より始まつたことゝなる譯である。

張鵬翮の奉使俄羅斯日記に、歸化城のことを叙し、今設蒙古都統一員、副都統一員、管所部八千

人、有城郭、土屋、屯墾之業、雞豚、麻黍、豆麪、葱韭之物、外番貿易者絡繹於此、而中外之貨亦畢集と言つてある。歸化城土默持は清の太宗の時叛を謀りたる罪にて、他の蒙古旗の如く札薩克は設けられず、左右兩翼に分かたるるに至つたのであるが、都統は即ち此の翼を管するもので、矢張り土默特部の蒙古台吉が任命されて居たのである。札薩克が設けられず、大清一統志に官制並同内地と見えて居るだけ、此の頃より既に内地の人民即ち漢人の往來が頻繁であつた様に考へられる。東華錄光緒十年四月山西巡撫張之洞の上奏に、查土默特部歸化城土默特部附近邊内、其服食起居、意與内地民人無異、漸至惰穢成性 有地而不習耕芸、無畜而難爲孳牧、惟賴民租種其地、彼纔有糧可食、有租可用、故現在外蒙古以耕牧爲生者、十之二三、藉租課爲生者十之七八、至該旗所謂游牧地戶口地者、自康熙年間以來、久已陸續租給民人、以田以宅、

二百年於茲矣、該民人等久已長其子孫、成其村落、各廳民戶、何止煙火萬家、此等寄民、即不編籍、亦成土著歷年既久、寄民漸多云々と言つてある。乾隆四年西曆一七三九年歸化城の東北に綏遠城が設けられ、鎮守將軍の駐劄するに至つて、益漢人占耕の傾向が著るしくなつたことは想像される。乾隆十三年西曆一七四八年の理藩院の議准に依つて漢人の質に取つた蒙古の地畝を、原主の蒙古人に給還せしむると云ふ法令の發せられし時、歸化城土默特蒙古に於ける撤回地畝の前例に照して辦理すべきことを命せられて居る。前年とは何時のことか分からぬが、乾隆十三年以前に歸化城土默特に於て、既に地畝撤回のことがあつたのであるが、これは矢張り内地人民の質に取つた蒙古の地畝を撤回して蒙古人に給還せしめたものと解釋すべきものであるから、さうすると此の點からも歸化城土默特に於て移住漢人の多かつたことは、蒙古のどの地方

にも先んじて居たことが想像される譯である。

歸化城土默特に接近して居る鄂爾多斯部に於て

も、早く漢人の移住越墾する者のあつたことは、

康熙四十七年西曆一七〇八年甘肅省の寧夏に理藩院の理事

官が設けられ、沿邊地方の蒙古、即ち鄂爾多斯部

の蒙漢緝捕事件の辦理を命ぜらるゝことになつた

のでも想像される。康熙六十一年西曆一七二二年、寧夏

だけでは陝西省の神木榆林附近の蒙古關繫事務を

遙辦するに遲誤を來す恐れがあると云ふので、理

事官二人の中、一人を寧夏、一人を神木に駐在せ

しむることに定められた。

四

康熙三十七年に喀喇沁、翁牛特地方に未だ漢人

の耕地がなかつたとすれば、承德府志卷首十 康熙

二十八年康熙帝が古北口から塞外に巡幸し扈從諸

臣に下したる諭旨に、今觀口外田畝、亦因旱歉收

と言つてあるのも、漢人の耕地を指したものでな

く、蒙古人の耕地を指したものと考へなければな

らぬ譯である。然し喀喇沁地方に於ける漢人の移

住占耕も餘り後れては居ない。大清會典事例卷九百

理藩院、戶丁、稽查種地民人に、喀喇沁部の三旗が康熙年間に内

地人民の蒙地墾耕を許さむことを呈請せる時以來

毎年戶部に於て八百枚の印票證許可を發行し、之を

受領して居る者に限り、蒙古に出かけて耕作する

ことを許し、さうして印票を毎年換給したことが

見えて居る。乾隆帝の乾隆十四年九月の上諭高宗

帝聖訓卷二百六十八、綏藩服に、康熙年間喀喇沁札薩克等地方寬

廣、每招募民人、春令出口種地、冬則遣回、於是

蒙古人貪得租之利、容留外來民人、迄今多至數萬

と言つてある。康熙五十一年西曆一七二二年に蒙古に出か

けて居る山東人が十萬餘人からあつたことは、康

熙帝の諭旨に見えて居る。大清會典事例卷一五八、戶部、

上諭中雍正五年二月二十三日諭旨引、戶口、流寓異地、嘉慶十五年山東人ばかりでなく、直隸、山西の

人民などにも、蒙古に出かけて耕作を爲すものがあつたことは、雍正五年^{西曆一七二七年}の上諭に、直隸山西民人、有往口外種地者と言つてあるにても知ることが出来る。大清會典事例、卷一五八、戶部、戶口、流寓異地、嘉慶十五年上諭引それが如何程あつたか分からぬ。此等の山東、直隸、山西の人民等は山西邊外の歸化城一帶ばかりでなく、直隸邊外の喀喇沁などに入込むことは明かである。

歸化城地方の漢人占耕は、前にも一言した如く屯墾などが原因を爲して居ることは、ゲルビリヨンに滿洲人の僕役として、地方を填實する爲め發遣されし支那人に依つて開墾されしことが述べてあることから想像されるが、喀喇沁地方の漢人占耕は如何にして起りしかと云ふに、これは康熙帝の獎勵に依り、喀喇沁札薩克等が招墾即ち内地人民を招募開墾せしめしことが原因を爲せるものゝ如く考へられる。

前述の乾隆十四年九月の上諭に、喀喇沁札薩克等が、康熙年間民人を招募して春に出口種地せしめ、冬に遣回したるより、蒙古人は租即ち小作料を食はり外來の民人を客留することになつたと言つてある。又喀喇沁部の三旗が康熙年間に内地人民の蒙地墾耕を許さむことを呈請したことも前述の如くである。此等のことは康熙何年のことか分からぬが、恐らく康熙三十七年^{西曆一六八八年}前後のことであるまいか。

康熙三十七年内閣學士黃茂等が蒙古人を教導する爲め、蒙古に派遣されし時の訓旨に、蒙古人は懶惰で、穀物を播種した儘、各處に游牧し、收穫時になつても刈取ることをしない、其の内に霜が來て穂が落ちる様になつても、猶ほ取入れない、さうして凶年だと謂つては困つて居る、自分は近頃北巡して、救漢、柔曼、阿魯科爾沁、札魯特などを視察したが、此等の地は何れも水草甘美、地

味豊饒で、百穀に適して居る、若し穀物を播種して、多くの收穫を擧ぐる事が出来れば、耕作に適しない興安嶺地方の蒙民が態々内地に来て糧米を買はなくとも、手近な此等の地方で買入るゝことが出来る譯で、耕作に適する地方も、適せぬ地方も、共に非常の利益を受けることゝなる、又米價も騰貴するに至らない譯である、只だ一度び蒙古の土地を耕種することになると、其の土地には最早や馬を牧することが出来ない様になる、草は數十年も経なければ復た舊の如く茂るものでないから、耕種するに就いては餘程考へて、草の佳い所は成るべく之を殘す様にしなければならぬ、蒙古の牲には、唯だ牧地に頼るのみであると述べてある。東華錄康熙三十七年十二月 又此の時の訓旨の中に、朕巡幸所至、見張家口、保安、古北口及寧夏等地方、皆鑿溝洫、引水入田、水旱無虞、朕於寧夏等地方、取能引水者數人、遣至爾所と云ふことも述べてあ

る。此の年烏珠穆沁親王が其の管内の克勒河朔等の地を、屬下の蒙古人に給して、人を雇ひ耕種せしめむことを奏請した時、康熙帝は此の耕種は蒙古諸人の生計に關繫すると言つて、理藩院に命じ即日司官を派遣せしめしことも東華錄に見えて居る。東華錄康熙三十七年四月 康熙帝が喀喇沁の招墾を獎勵したと云ふ直接の證據は見當らないが、承德府志などを讀むで見ると、康熙帝は塞外に巡幸する毎に各蒙古の生計を察視し、また喀喇沁王等の入覲を受け銀幣を賜ひ、筵宴を賜ひ、又時に喀喇沁の端靜公主の第に駐驛せられた様なことは見えて居るから、敖漢旗等の招墾を獎勵せる康熙帝として、喀喇沁を逸する筈がなく、喀喇沁の招墾を獎勵せる直接の證據なきを、其の自身却つて其の間接の證據を提供するものである様に考へられる。

五

康熙帝が毎年塞外に巡幸し、喀喇沁、敖漢、翁牛特諸旗が其の牧地を献するに及び、之を木蘭圍場哨鹿として、毎年此處に秋獮木蘭の典を擧げることゝなつたが、其の度毎に駐蹕の場所となつて居た熱河に、臨時の聽政所として、康熙四十二年曆西一七〇一年から避暑山莊が設けらるゝに至つた。それより二十年の後、丁度歸化城土默特の牧地に歸化城廳の出來た同じ年、即ち雍正元年西曆一七一一年に熱河廳が置かるゝに至つた。張家口廳も殆んど熱河廳歸化城廳と同時に、即ち雍正二年西曆一七二〇年に察哈爾の牧地に就いて開設されたものである。それは此の年の察哈爾都統洪昇等の上奏に據るもので、それには察哈爾右翼四旗の地畝を丈量したるに、二萬九千七百零九頃二十五畝の地畝を發見した、若し盡く現在種地しつゝある人民を驅逐して、口内に入らしむれば、彼等は無籍の窮人で、口内に入れても耕種すべき土地を有するものでないから、生

活が出来ず、勢ひ亂を爲し非を爲すを免れない、且つ此等の耕地に於て庄頭を設立して、耕種すれば、却つて費用も要するから、矢張り現在の人民に交與して耕種せしめ、毎畝餼糧七分を納めしむる方が宜しく、さうすれば一年に十九萬兩の收得がある云ふことが述べてある。又張家口から鑲藍旗察哈爾八旗牧地中の最西端に至る察哈爾西界各處の山谷僻隅に居る所の人民は一萬餘で、居民既に多く、盜賊等のことは勢ひ免れ難いと云ふことを述べ、理藩院外郎白石をして、張家口同知事務を辦理せしめむことを奏請したのである。洪昇は白石の適任である理由として、彼の漢字を識れることを擧げて居る。漢人の占耕者の多かつた證據である。口北三廳志

此の如く熱河、歸化城、張家口の三地は先後支那内地人民に依つて開墾さるゝことゝなり、廳が置かるゝ様になつた年代も、殆んど相若いて居るのである。此の後熱河、歸化城、張家口の三地を

中心とした地方に、廳、州、縣の様な民治の機關が續々開設さるゝことになつたが、それも互に相前後して居るのである。

喀喇沁右翼旗及び中旗の牧地に八溝廳今の平泉が

出來たのは雍正七年西曆一七二九年、多倫諾爾地方聚集の

蒙古及び民人支那内地人
民即ち漢人はは甚だ多いからと言つて、

多倫諾爾廳の置かれたのは雍正十年西曆一七三二年。多倫

諾爾地方は察哈爾八旗の最東端、正藍旗の南方に

ある。其の西南方張家口との中間に獨石口廳の出來たのは雍正十二年西曆一七三四年、四旗廳今の豊寧縣の出來たのは乾隆元年西曆一七三六年、塔子溝廳今の建昌縣が喀喇沁

左翼旗の牧地に出來たのは乾隆三年西曆一七三八年、歸化城近傍に綏遠城廳の出來たのは乾隆四年西曆一七三九年、喀喇和屯廳今の灤平縣の出來たのは乾隆七年西曆一七四二年、歸化城同知廳の外に、歸化城通判廳、清水河廳、薩拉齊廳、和林格爾廳、托克托廳が出來たのは乾隆二十五年西曆一七六〇年、塔子溝廳東境の土默特左翼旗に

三座塔廳今の朝陽縣八溝廳北境の翁牛特右翼旗に烏蘭

哈達廳今の赤峰縣の出來たのは乾隆三十九年西曆一七四四年。

乾隆四十三年西曆一七四八年に熱河廳は承德府となつたが

此の時に八溝廳は平泉州、四旗廳は豊寧縣、塔子溝廳は建昌縣、喀喇和屯廳は灤平縣、烏蘭哈達廳

は赤峰縣、三座塔廳は朝陽縣に陞格し、承德府に隸することゝなつた。

乾隆四十一年七月の上諭に、内地人民の新疆一帯に前往して耕作することが、恰かも山東の百姓が口外地方(蒙古)に出かけて行く如く、之を禁ぜむとしても禁ずること能はざる如き状態としたものであると言つてある。乾隆十三年西曆一七四八年の理藩院の議准に、康熙以來喀喇沁三旗の呈請に依つて戸部に於て給與し、毎年換給するとなつて居る印票は、現今の如く内地人民の蒙古に出かける者が多く、有名無實となつて仕舞つては、無用であるから之を停止すると言つてある。又同年の議

准に依つて、耕種を理由として蒙古部内に留まつて居る漢人、漢人村中に留まつて居る蒙古人を、各々換地を興へて、元の土地に歸へらしむることにした時にも、喀喇沁部の三旗と、土默特部の貝子旗だけは、民人の雜處すること已に久しく、到底一時に分移せしむることが出来ぬと言つて、特別の取扱ひを許し、札薩克をして清朝より置いた八溝廳の理事同知や、塔子溝廳の理事通判など、相談して漸次に清理せしむることしたのである。清朝で八溝廳を置き、理事同知雍正十年設置を設けたのも、又塔子溝廳を置き、理事通判乾隆四年設置を設けたのも、喀喇沁や土默特に於ける蒙古人及び内地人民の緝捕事件を辦理せしむる爲めであつたから、これは既に此の地方に移住雜處して居る内地人民の如何に増加するに至つたかと云ふことを立證するものである。

乾隆十三年の理藩院の議准に依つて、内地人民

の蒙古地方に寄居する者は、日に益々繁多となり、良莠一ならず、賢愚辨じ難く、地方の安寧維持は困難となつたと言つて、蒙地に駐劄せる理藩院の司員、同知、通判をして、所屬内地人民の戸口を一々調査せしめ、其の善良なる者を選任して、郷長、總甲、牌頭となし、匪類を究治せしむることを命じ、また翁牛特王旗の烏爾哈達今赤峰地方に、理藩院司官一人を駐劄せしめ、喀喇沁王右翼郡王旗、喇沁札薩克中旗、輔國翁牛特王左翼旗、郡王、翁牛特貝子右翼旗、今貝勒、阿魯科爾沁貝勒等五旗の蒙古内地民人交渉事件を管理せしむることを命じ、また土默特貝子旗の三座塔地方にも、司官一人を駐劄せしめ、土默特、救漢、喀喇沁貝子左翼旗、及び柰曼、喀爾喀、錫呼圖庫倫等の蒙古内地民人交渉事件を管理せしむることを命じて居る。大清會典事例卷九百七十八、理藩院、戶丁、稽查種地民人、理藩院設官

漢人の越邊占墾は、最早や康熙時代の如く、沿邊の喀喇沁とか、土默特とか、乃至歸化城土默特、

鄂爾多斯などに止まらず、既に翁牛特、敖漢、柰曼、

阿魯科爾沁などに及んで居る。乾隆十五年西曆一七五〇年

の奏准に據ると、克什克騰旗にも僅かながら入込むで地畝を開墾して居る漢人があつた。猶ほ乾隆

十三年の議准に據ると、土默特貝子旗で、内地人

民の質に取つた蒙古の地畝は、千六百四十頃、喀

喇沁貝子旗で四百頃餘、喀喇沁札薩克旗で四百三

十餘頃からあつたと云ふことである。大清會典事例卷九百七十九、理藩院

耕牧

六

乾隆の末頃になると、これまで問題にならなかつた東三省邊外の哲里木盟に屬する蒙古各旗にも

支那内地の人民がはかして開墾すると云ふとは、

俄かに政府の注意を惹く様になつた。これまでは

直隸や山西、陝西の邊外、卓索圖盟喀喇沁及昭烏達

盟敖漢、翁牛特、克計克騰、伊克昭盟鄂爾多斯の外、歸化城土默特、察

哈爾八旗の牧地に止まつたのである。

乾隆四十九年西曆一七八四年の理藩院の奏准に、科爾沁

地方種地民人、與蒙古有交涉事件、所有賓圖郡王

科爾沁左翼前旗地方游牧商民、住址近鐵嶺縣、即交鐵嶺縣

管理、達爾漢親王科爾沁左翼中旗游牧商民、住址近開原縣、

即交開原縣管理、如有詞訟案件、該縣呈報盛京刑部

將軍、會同覆辦と言つてある。大清會典事例卷九百七十九、理藩院稽查種地民人

曖昧な文章であるが、科爾沁地方に於て、耕作を

營むで居る支那内地人民と蒙古人民との交渉事件

があるに就いて、其の中の賓圖郡王地方の事件及

び此の地方の游牧地に於ける内地商人のとは、近

い鐵嶺縣に管理せしめ、達爾漢親王地方の民蒙交

渉事件及び此の地方の内地商人に關するとは、近

い開原縣に於て管理せしむると云ふ意味である。

さうすると當時已に科爾沁部左翼地方には内地人

民の出かけて耕作を營む者の多かつたことは想像

される。科爾沁部ばかりでなく、郭彌羅斯旗に於

ても、前旗輔國公、今郭王、札薩克恭格喇布坦鎮國公、額拉布坦が乾隆

五十六年西曆一七九一年に少しばかりの地租に目をくれて

禁を犯して支那内地の流民を招ぎ、牧地を開墾せ

しむるに至つたと云ふことは、諭摺彙存光緒二十

四年七月二十四日吉林將軍延茂の上奏に見えて居

る。吉林通志卷三十九、食貨志田賦、東三省政略蒙務下、蒙旗篇

紀建置郭縣、同蒙務上、蒙旗篇紀郭爾羅斯前旗、債務及開

放餘荒 東三省政略蒙旗篇に據ると、郭爾羅斯旗の

開墾は、滿洲に流出した山東人直隸人が始めしも

の、如くである。乾隆中直隸、山東人出關就食、

流寓旗郭爾羅斯前旗地、漸事墾種と言つてある。

郭爾羅斯旗の開放は乾隆五十六年恭格喇布坦公

の奏明に依ると云ふことは、東三省政略にも見え

て居る。さうするも郭爾羅斯の開墾は科爾沁部の

開墾よりは餘程晩れて居る譯であるが、嘉慶五年

西曆一八〇〇年の諭旨に、郭爾羅斯蒙古、游牧處所、不准

内地民人踰界前往開墾、惟因蒙古等不安游牧、招

民墾種、事閱多年、相安已久と言つてあることは、

大清會典事例卷一百六十七、部、田賦、開墾に見え、嘉慶五年郭爾

羅斯前旗に設けられた長春の通判が蒙旗設官の始

めを爲し、當時該旗に於て民人を招いで開墾せる

地畝は二萬六千餘晌に上つたと云ふことは、東三

省政略蒙旗篇に見えて居る。郭爾羅斯旗に内地人

民の出かけて開墾するに至つたのは、嘉慶五年よ

り僅かに十年ばかり前の乾隆五十六年から漸く始

まつたものとは考へられない様でもあるが、科爾

沁部より先だつて居ると考ふることも出来ないの

である。(此項未完)